

第1部会意見の集約(6月16日分)

大分類	中分類	ポイント	意見	備考
総則	原則と目的	条例の位置づけ	最高規範である	
			越谷市の自治の基盤になるもの	
			この条例で自治の基本理念を明らかにし、市民の参加協働を促進することによって活力ある地域社会を実現する	
		原則	目的 市民の基本的な原則や制度を定める	
			自治の進展——生きる意味の感じられる地域社会	
			開けた越谷にするための	
			住民として住み続けたい街	
			市民の声が聞こえる街	
			行政の役割 市民団体の役割	
			思いやりのある心の問題	
			協働のまちづくり	
			協働して未来をつくる勉強を各自が積極的に行う	
			市民の参加・参画の拡大	
			市民と市は、それぞれの活動において良い越谷市を形成します	
			市民の権利と責務	
			情報の共有と提供	
			団体の自立	
			個人の自立	
			自立した地域社会の実現	
			宇宙の生活を考えたまちづくり	
			地球の安全を考えた生活を皆さんでつくる	
			企業の成長を助けるまちにしたい	
		目的(社会のあり方)	助け合いの社会	
			福祉のゆき届いた社会	
			地域で子育てしやすい環境づくり	
			福祉の向上	
			世界に通ずる市民福祉の実現	
			越谷市民の越谷市民による越谷市民のための・・	
			1人1人が安心して暮せる社会	
			自己決定権の尊重されるまち	
			限られた資源—地球丸の一員として	
			環境との共生	
			市の役割 市は市民の信託により市政を運営し良い市をつくらなければ	
		自治の主体	市民みんなの越谷である	
			市民一人一人がよりよいまちを創っていける	
			市民が共に考えていく	
			市民の、行政及び議会との協働によるまちを	
			市民とは地球号に乗っている1人である。市民の定義(自分もその1人であるという自覚)	
			越谷市を住み良くするのも住みにくくするのも自分の意識と行動による	
			市民主権 市民は市政の主権者であり、より良い市政をになうものであ	

市民	市民の権利	行政への参画	市政の適切な運用のための費用の負担	
			条例の遵守	
			市民が直接市政に提言できる	
			市民が議会に提案する権利	
			議会への提言	
			行政に意見を言う(参画)	
			市民はまちづくりに参画する権利がある	
			市政に参画する新たな権利	
			市民参画(加)公募を増やす	
			行政と協働して、まちづくりの発展に必要な組織をつくる権利	
			集団を作り参加する	
			市の情報を知ることができる	
	市民(受益者)に知る権利がある			
	情報を受ける権利	行政情報を知る権利		
		情報公開を求める権利		
		情報にアクセスし利用する権利		
		新たなサービス、情報公開を受ける権利(例えば議会報告、予算案公開など)		
	サービスを受ける権利	行政のサービスを平等に受ける権利		
		行政のサービスを公平に受ける権利		
		行政のサービスをうける権利		
		情報をどんな場所にも発信できる		
		ホームページ上に情報公開		
	安心して暮らせる権利	自然の恩恵を受ける		
		教育を受ける		
		平和に暮らす		
		安心してくらす権利		
		自然災害時に保護される		
		災害時の公平なサービス		
		病人は必ず受け入れる(救急車など)		
		福祉の公平さ		
		自分の生活を定める権利		
	市民の責務	法律を守る		
		条例で決めたことを守る責務		
		行政と協働しての自治を育てる責務		
		市民は参画責務がある		
		市民としての自覚を持ち、市政に参加・参画する責務		
		主体的、積極的に自治にとりくむ責務		
		まちづくり、地域づくりに積極的に参加すること		
自らの発言、行動に責任を持つ				
情報を提供する				
先導者(指導者=しえき者)には知らせる義務がある				
互いに助け合う地域でくらす責務				
環境を守り、良くする				
よりよい環境づくりについて考えていく				
環境の保護・保全及び改善に努める責務				
環境(自然)を育て守る責務				
ゴミを捨てない				
行政サービスに伴う負担を分任する責務				
サービスを受けるために最低限の負担を負う				
偏見をもたない				
外国人の在住を受け入れる				
温故知新				